

**国連障害者権利条約の批准に続いて
成年後見制度の見直しを進めるよう提案します**

2013年11月12日
社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎晃資

このたび、障害者基本法改正・障害者総合支援法・差別解消法等の法整備をふまえて、国連障害者権利条約の批准が進められようとしていることに期待をしています。

しかし成年後見制度の現状は、被後見人に選挙権が与えられたとはいえ、下記のように同条約12条の規定に抵触しています。障害者の意思決定の支援の観点から、同条約批准後速やかに成年後見制度の運用の改善を図ると共に、成年後見制度の一律権利制限について見直し検討を開始するよう提案します。

記

1. 国連障害者権利条約第12条は、成年後見制度の見直しを求めています。

第1項 障害者はすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する。

(知的・発達障害者等も意思決定の権利主体であるとしています。)

第2項 障害者は生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有する。

(知的・発達障害者等生活の全側面で、意思に応じた行為能力があるとしています。)

第3項 国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

(国に知的・発達障害者当への意思決定支援の体制をつくることを求めています。)

第4項 (法的能力の行使に関する措置において濫用を防止するため、次の条件を示しています。これは、成年後見制度の運用条件と理解できます。)

- ①本人の権利・意思・選好の尊重
- ②利益相反の回避・不当な影響の排除
- ③本人の変動する状況への適合
- ④短期間の適用
- ⑤定期的審査

2. 1999年、欧州評議会は「判断能力不十分な成年者の法的保護原則」を採択しました。

(ここには、障害者権利条約第12条に影響を与えた基本的な考え方が示されています。)

- (1) 支援と保護は、本人の状況と必要に応じて、柔軟でなければならない。

- (2) 法的能力は変動するので、機械的に完全に剥奪してはならない。
- (3) 支援と保護は、本人の基本的権利に対して最小制約的でなければならない。
- (4) あらゆる支援手段は、本人の意向を尊重したものでなければならない。
- (5) 本人が自ら意思決定できるように支援し、なおできない場合に限り、代行決定が許容される。

3. 成年後見制度の運用問題を早急に解決するよう提案します。

障害者権利条約第 12 条第 4 項にも抵触する以下のような運用問題を、早急に解決するよう提案します。

- (1) 後見類型が 85% を占め、いびつな運用となっています。補助類型をもっと活用して、必要に応じて同意権を設定する等の運用をすること。
- (2) 類型の変更をやすくして、定期見直しの仕組みを導入すること。
- (3) 後見人による財産搾取事件が頻発しているため、後見監督を十分に行うこと。
- (4) 公務員等の欠格条項を廃止すること。
- (5) 公費負担と家庭裁判所の支援体制強化を進めること。

4. 成年後見制度の一律権利制限について、見直し検討を開始するよう提案します。

保佐類型・後見類型では、本人の権利（行為能力）を一律に制限しており、障害者権利条約第 12 条第 2 項、第 3 項に抵触しています。後見人等はまず意思決定支援を行い、それでも本人が意思決定できない範囲について代行決定する仕組みに改めるべく、見直し検討を開始するよう提案します。

社団法人日本自閉症協会

担当 理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥

【参考】

1. 我が国の成年後見制度の概要（民法）

後見の類型	本人の意思能力	後見人等の同意権・ 取消権	後見人等の代理権
補助類型	不十分	本人同意の範囲	本人同意の範囲
保佐類型	著しく不十分	重要な契約行為(民 法13条1項)	本人同意の範囲
成年後見類型	常況として無い	日常生活以外の行為 (取消権のみ)	包括的代理権・財産 管理

2. 「2005年イギリス意思能力法」における意思能力・意思決定支援・代行決定

- (1) 意思決定の能力は固定されたものではなく、事柄によって異なる（家の売買契約はできなくても、服を選ぶことはできるように）。
- (2) 意思決定の能力は、その時の環境や気分によっても変化する。落ち着いた環境で、信頼できる人と一緒であれば、意思決定の能力は高まる。
- (3) 意思決定の能力は、経験を通して発達する。
- (4) 意思決定支援を尽くしても意思決定できないこと、できない時にのみ、支援者の「代行決定」が認められる。
- (5) 代行決定は、その人の「最善の利益」となるように行う。本人への制約は最小限にすべきである。